

大津町建築物等木材利用促進基本方針

第1 趣旨

大津町の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動が積極的に実施される人工林からなっており、近年は、森林に対する住民意識・価値観が多様化し、求められる機能発揮が多くなっている。

本町全域の森林が担う重要な役割は、熊本市を中心とする熊本地域の地下水かん養が挙げられる。着々と進む地下水の減少に歯止めをかけ、豊かな地下水を後世に残すことを目標として、地域ごとに適切な森林整備を推進している。

森林整備を進める中で人工林の高齢級化が進んでおり、今後は持続可能な森林整備を構成するためにも伐期に達した人工林については、認証森林として登録しており、主伐を含めて次世代への更新を図る。また、それらの認証森林を地域産材として積極的に地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが町民共有の環境財としての森林を健全な状態で引き継いでいくことになる。

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、法第25条に規定する木材利用促進本部の建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）に即して策定するものであり、町内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

- * 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその附帯施設
- * 公共工事：地方自治体を実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、その他の土木工事

第2 建築物等における木材の利用の促進を図るための基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の推進

町は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を推進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提示や建築の担い手の育成等に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用推進協定の周知

町は、法第15条に定める建築物木材利用推進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用推進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用推進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用推進協定による木材利用の推進

町が建築物木材利用推進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取組を推進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

第3 町等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を推進する。特に、町民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮する。
- 3 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 4 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 5 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。
 - ア グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。
 - イ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第4 建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

- ア JAS製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
- イ 公共施設の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円

滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 町の役割

ア 法第16条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第7条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、県と連携を図りながら適確な運用に努める。

イ 町等工事において、原則としてJAS製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。

ウ 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。

エ 広報的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。

オ 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再造林など適確な更新の確保を図る。

第5 その他の建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 公共建築物等のコスト等に関して考慮すべき事項

ア 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を利用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。

イ 公共施設については、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等を含めたライフサイクルコストの縮減を図る。

ウ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃料灰の有効活用に努める。

附則

1 この方針は平成25年2月19日から施行する。

2 この方針は令和5年12月13日から施行する。